

蕨市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

(地方税法施行令改正に合わせて平成31年3月末専決予定)

改正内容

地方税法施行令の改正に合わせ、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額の引き上げを行う。

【5割軽減基準額】

現行	$=33\text{万円(基礎控除額)}$ $+27\text{万5千円} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$
31年度から改正予定	$=33\text{万円(基礎控除額)}$ $+28\text{万円} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$

【2割軽減基準額】

現行	$=33\text{万円(基礎控除額)}$ $+50\text{万円} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$
31年度から改正予定	$=33\text{万円(基礎控除額)}$ $+51\text{万円} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$